

平成 26 年

第 1 回市議会臨時会 報告第 1 号

専決処分の報告について

平成 26 年 3 月 7 日函館市東雲町 10 番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成 26 年 4 月 25 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成 26 年 5 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

150,445 円

2 損害賠償の相手方

函館市内に住所を有する会社